

---

## コロナ下でのカンボジアへの渡航について

---

### \* 出国前のPCR検査及び新型コロナウイルス陰性証明書について

1. 全てのビジネス渡航者は、出国前にPCR検査と新型コロナウイルス陰性証明書の発行を受けなければなりません。
2. 唾液ではなく、鼻咽頭スワブによるPCR検査のみ有効です。
3. 新型コロナウイルス陰性証明書は、出発の72時間以内に発行されたものに限り、ここで言う「72時間」の起点は、PCR検査を受けた時刻ではなく、陰性証明書が発行された時刻となります。  
例：出発が「月曜日 午前11時」の場合、陰性証明書は「金曜日 午前11時以降」に発行されなければいけません。さらに、万が一飛行機の出発が遅れた時のために、可能であれば、出発前24～48時間以内に発行された陰性証明書をご用意ください。
4. 新型コロナウイルス陰性証明書は、手書きではなく、パソコン作成の陰性証明書をご用意下さい。しかし、「担当医師の署名」は必ず「手書き」で、「施設印」の「押印」が必要です。過去、手書きの陰性証明書で搭乗拒否された事例があったようですので、ご注意ください。
5. 手書きの署名であることが判別しやすいように、可能であれば、担当医師の署名は青色で記入していただくほうがよいでしょう。
6. 陰性証明書は必ず英文で作成していただき、「NASAL SWAB」、「NEGATIVE」と記入していただきましょう。「No Covid-19」だけの記載は、認められないことがあるようです。
  - 事前に上記の必要な情報をすべて病院に伝えた上で、受検してください。
  - 航空会社や入国審査などへの提出が必要ですので、陰性証明書のコピーを多めに用意しておかれることをお勧めします。

---

### \* 新型コロナウイルス保険

1. B、C、Dカテゴリーに該当するビジネス渡航者の方は、出国前に新型コロナウイルス対応の保険の購入が必要です。
2. Forte 保険会社がおすすめです（オンライン購入、カード支払い）。

3. 航空会社や入国審査などへの提出のため、保険購入証明書のコピーを多めに用意しておかれることをお勧めします。
- 

**\*支払い保証証明書・招へい証明書、及びホテル予約票（Tian Yi/Sokha ホテル）**

1. A と B カテゴリーに該当するビジネス渡航者のみ必要です。
  2. 航空会社や入国審査などへの提出のため、書類のコピーを多めに用意しておかれることをお勧めします。
- 

**\*デポジット 2000 米ドル**

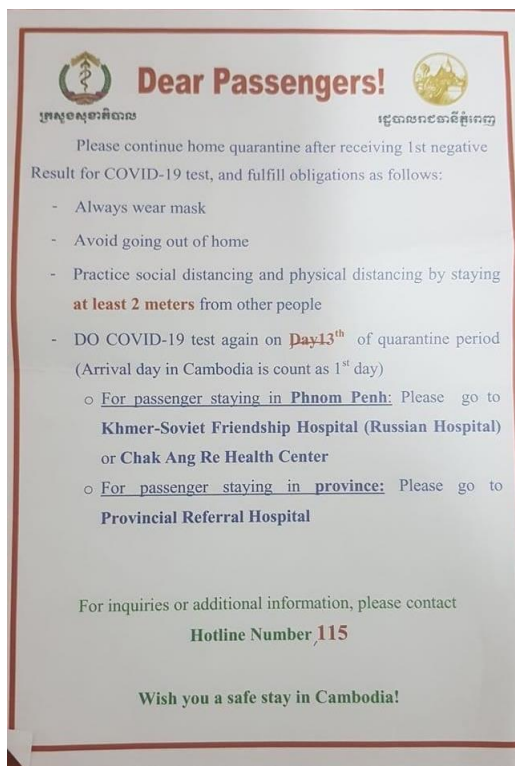
1. B、C、D カテゴリーに該当するビジネス渡航者に対して、入国後 2000 米ドルのデポジットが求められます。
  2. デポジットは、現金もしくはクレジットカードで決済可です。しかし、利用されるクレジットカードが機械に反応しない、または機械が故障している場合を想定して、**現金決済**を一番お勧めします。また、念のため少額の現金を用意しておく方が安全です。
  3. 銀行によって、30 米ドルの手数料がかかる場合があります。
  4. デポジット支払い後、領収書が発行されます。デポジットの払い戻しに必要ですので、必ず領収書を保管しておいてください。
- 

**\*カンボジア入国後 PCR 検査及び自粛隔離**

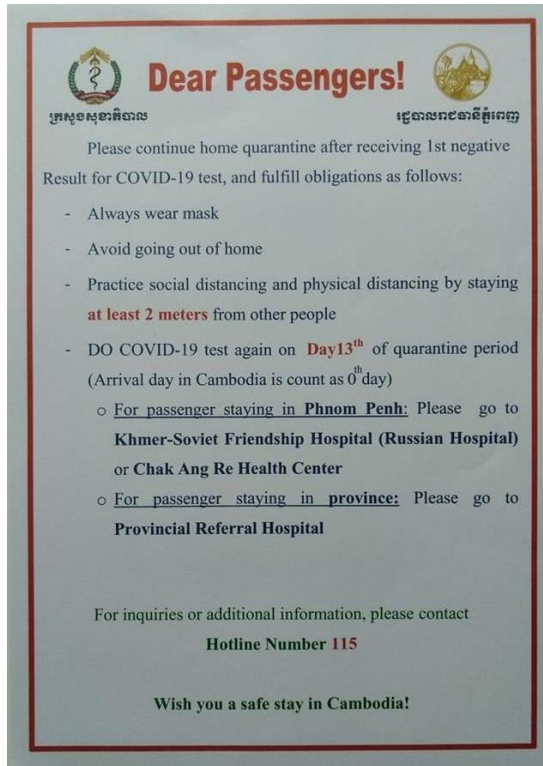
1. 全てのビジネス渡航者は、**PCR 検査**と **PCR 検査の結果による 14 日間の隔離**（強制・自主）が必要となります。
2. A と B カテゴリーに該当するビジネス渡航者の方は、PCR 検査の結果が出るまで、Tian Yi/Sokha ホテルにて待機しなければなりません。
3. C と D カテゴリーに該当するビジネス渡航者の方は、PCR 検査の結果が出るまで、カンボジア保健省が指定する隔離施設にて待機しなければなりません。
4. 新型コロナウイルス陽性者であると判明した場合、または、同じ飛行機で新型コロナウイルス陽性者が出た場合、**強制隔離が必要**となります。カンボジア保健省の係員の指示に従ってください。

5. 新型コロナウイルス陰性者であると判明した場合、かつ、同じ飛行機で新型コロナウイルス陽性者がいない場合、引き続き自主隔離が必要となります。下記カンボジア保健省が配布する指示に従ってください。
- 常にマスクの着用
  - 外出禁止
  - ソシャルディスタンスの保持
  - 隔離期間の第13日目に、2回目のPCR検査を受けなければなりません。(カンボジア到着日が第1日目 0日目となります)。

<Old Version>



<New Version>



**\*まとめ**

カテゴリー毎に、必要な書類が異なります。まず、自分がどのカテゴリーに該当するか確認の上、どのような書類が必要なのかを各自でご確認頂ければと思います。また、航空会社や入国審査での説明に備えて、カンボジア外務省やカンボジア保健省や民間航空庁発表の正式な通知書（写）を併せて持参されることをお勧めします。

なお、出国前には、大使館や各名誉領事館、そして利用される航空会社に、再度最新情報について確認をお願いいたします。

最後に、他人に迷惑をかけないように、マスクの着用・ソーシャルディスタンス・隔離期間中の外出禁止を守り、社会的責任のある人間として行動しましょう！

---

**ウェブサイトリンク：**

1. Royal Embassy of Cambodia in Japan  
[http://www.cambodianembassy.jp/web2/?page\\_id=4377&lang=en](http://www.cambodianembassy.jp/web2/?page_id=4377&lang=en)
2. Ministry of Foreign Affairs and International Cooperation, Cambodia  
<https://www.mfaic.gov.kh/covid-19>